

関連情報の入手先

■ 第一種フロン類回収業者登録簿

各都道府県において閲覧しています。

■ フロン類破壊業者名簿

経済産業省および環境省のホームページで閲覧しています。

[経済産業省] http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/04ozone/law/index.htm

[環境省] <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc.html>

■ 関係業界団体の取組

改正法の施行に向け、標準書式の検討等様々な取組が進められています。

[フロン回収推進産業協議会 (INFREP)] 【電話】03-5842-2380 【URL】<http://www.infrep.jp>

■ 都道府県の担当部局課

北海道	環境生活部環境局環境政策課	011-204-5189	滋賀県	琵琶湖環境部環境管理課	077-528-3458
青森県	環境生活部環境政策課	017-734-9249	京都府	企画環境部地球温暖化対策プロジェクト	075-414-4831
岩手県	環境生活部環境保全課	019-629-5359	大阪府	環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課	06-6944-3895
宮城県	環境生活部環境政策課	022-211-2661	兵庫県	健康生活部環境管理局大気課	078-341-7711
秋田県	生活環境文化部環境あきた創造課環境管理室	018-860-1603	奈良県	生活環境部環境政策課	0742-27-8734
山形県	文化環境部環境企画課	023-630-2338	和歌山県	環境生活部環境政策局環境管理課	073-441-2683
福島県	生活環境部環境保全領域	024-521-7261	鳥取県	生活環境部循環型社会推進課	0857-26-7681
茨城県	生活環境部環境対策課	029-301-2961	島根県	環境生活部環境政策課	0852-22-6555
栃木県	生活環境部環境局環境管理課	028-623-3188	岡山県	生活環境部環境管理課	086-226-7305
群馬県	環境・森林局環境保全課	027-226-2832	広島県	環境部環境対策室	082-513-2918
埼玉県	環境部青空再生課	048-830-2986	山口県	環境生活部環境政策課	083-933-3034
千葉県	環境生活部大気保全課	043-223-3803	徳島県	県民環境部環境局環境整備課ゴミゼロ推進室	088-621-2333
東京都	環境局都市地球環境部環境配慮事業課	03-5388-3471	香川県	環境森林部環境管理課	087-832-3219
神奈川県	環境農政部大気水質課	045-210-4111	愛媛県	県民環境部環境局環境政策課	089-912-2349
新潟県	県民生活・環境部環境企画課	025-280-5339	高知県	文化環境部清流・環境課	088-823-9686
富山県	生活環境文化部環境政策課	076-444-8727	福岡県	環境部環境保全課	092-643-3360
石川県	環境安全部環境政策課	076-225-1463	佐賀県	くらし環境本部環境課	0952-25-7774
福井県	安全環境部環境政策課	0776-20-0303	長崎県	環境部環境政策課	095-895-2353
山梨県	森林環境部循環型社会推進課	055-223-1506	熊本県	環境生活部廃棄物対策課	096-333-2278
長野県	生活環境部廃棄物対策課	026-235-7181	大分県	生活環境部環境保全課	097-506-3114
岐阜県	環境生活部地球環境課	058-272-1111	宮崎県	環境森林部環境管理課	0985-26-7085
静岡県	環境森林部地球環境室	054-221-3781	鹿児島県	環境生活部環境政策課	099-286-2586
愛知県	環境部大気環境課	052-954-6215	沖縄県	文化環境部環境保全課	098-866-2236
三重県	環境森林部地球温暖化対策室	059-224-2368			

■ フロン回収・破壊法に関するお問い合わせ

経済産業省

製造産業局 化学物質管理課オゾン層保護等推進室
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
【電話】03-3501-1511（代表）
【URL】<http://www.meti.go.jp/>

環境省

地球環境局 環境保全対策課フロン等対策推進室
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
【電話】03-3581-3351（代表）
【URL】<http://www.env.go.jp/>

守ろうオゾン層 防ごう地球温暖化

改正フロン回収・破壊法

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律

平成19年10月1日から改正法が施行されます



業務用の冷凍冷蔵庫やエアコンはフロン類の回収が義務付けられています
フロン類の回収を徹底するために、手続きや関係者の役割がより明確になりました

円滑な施行に向けた準備をお願いします